様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護科	夜・通信	253 時間	240 時間	
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布をしている。

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名　なし
（困難である理由）

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	「呉共済病院看護専門学校運営・管理規定」第２章「運営会議」（第７条）の審議事項に基づき検討している。 「学校運営会議」では，教育方針・教育計画・教育内容に関する事項を討議し，次年度の課題を明らかにしカリキュラム作成に反映させている。また，学校の予算・決算に関する事項を報告し，教材等に関する内容を検討し学生の学習環境が整うようにしている。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
呉共済病院 看護部長	R3 年 4 月 1 日～ R4 年 3 月 31 日	看護管理　講師，実習指導
非常勤講師	R3 年 4 月 1 日～ R4 年 3 月 31 日	母性看護学　講師，実習指導
（備考）		

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 必要時，教育会議で授業内容や方法について評価・検討しており，11 月頃行われる教育会議では,それまでの討議内容を踏まえ,次年度のカリキュラムについて検討している。また，授業修了時に学生から授業評価を取っている。これらの内容を，反映させながら授業担当者が講義前もしくは開始時までに授業計画（シラバス）を作成している。提出されたシラバスはその都度，学生に配布し，希望するすべての方に学校で閲覧または資料提供している。	
授業計画書の公表方法	授業計画はすべての学生に配布している。 また，希望されるすべての方に対して，学校で閲覧又は資料配布している。
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 学則「第５章　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「単位取得の認定及び成績評価に関する規定」を定め単位認定を行っている。 成績評価は，担当講師が決定し，本校で定められた基準で評価する。成績は 100 点満点の点数で評価し，60 点以上を及第点としている。80 点以上を優，79～70 点を良，69～60 点を可，59 点以下を不可とし，優・良・可が単位認定となる。 学則「第５章　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」は次のとおりである。 **第５章　　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業** **（履修単位数及び時間数）** 第 21 条　学生は，本学則第 11 条に定める授業科目について，科目ごとに定める単位数及び時間数を履修し，97 単位以上 3030 時間以上を履修しなければならない。尚，修得単位数及び時間数は次のとおりとする。 （１）基礎分野 13 単位以上 （２）専門基礎分野 21 単位以上 （３）専門分野Ⅰ　13 単位（臨地実習 3 単位を含む）以上 （４）専門分野Ⅱ　38 単位（臨地実習 16 単位を含む）以上 （５）統合分野　12 単位（臨地実習 4 単位を含む）以上	

（授業時間数の単位数への換算）

第 21 条の２　本学校の授業時間数を単位数に換算する場合において，１単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし，次のように定める。

（１）講義及び演習については，１単位の授業時間数は 15 時間以上 30 時間までとする。

（２）実験，実習及び実技については，１単位の授業時間数は 30 時間以上 45 時間までとする。

（３）臨地実習については，１単位の授業時間数は 45 時間とする。

（単位修得の認定）

第 22 条　学生が所定の授業科目を履修した場合には，成績の評価を行い合格した者に対し，単位の修得を認定する。

２　成績評価は，学科試験，実習の成績その他の方法によって行う。

３　成績評価は，優，良，可，不可をもって表し，優，良，可を合格とする。

４　やむを得ない事由により試験又は実習を受けることができなかった者に対しては，追試験又は補習実習を行うことができる。

５　学科試験又は実習の成績に不合格の授業科目がある者に対して，再試験又は再履修をさせることができる。

６　成績評価並びに単位修得の認定についての細則は別に定める。

（大学や他の医療関係職種の学校養成所等で履修した単位の認定について）

第 22 条の２　放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で，保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第３に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については，本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容及び時間数を評価し，本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には，総取得単位数の２分の１を超えない範囲で，本学校における履修に替えることができる。

・歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士

・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士

なお，社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第１号の規定に該当する者で本学校に入学したものの単位の認定については，社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第４に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し，本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には，本学校における履修に替えることができる。

（卒業の要件）

第 23 条　本学校を卒業するためには，学生は３年以上在学し，次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 本学則に定める授業科目について，科目ごとに定める単位数及び時間数を履修している者

(2) 各授業科目の成績評価に合格し，規定の授業科目の単位修得を認定された者

(3) 当該学年において，欠席日数が出席すべき日数の３分の１を超えていない者

（卒業の認定及び専門士の称号の付与）
第 24 条　学校長は，本学校所定の課程を修了したと認定した者に対し，卒業の認定を与える。
２　卒業認定者には，学校長より卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
　原則，授業科目の時間数の 3 分の 2 以上，臨地実習は全時間数出席した授業科目に限り成績評価（認定試験）をうけさせている。但し，授業科目に複数の単元がある場合は，単元ごとに 2 分の 1 以上出席していなければ，成績評価（認定試験）をうけられない。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

本校では, GPA の導入はしていない。但し, 所属学年において履修した全科目の得点で個々の平均点を算出し，所属する学年での位置を個々が把握できるようにしている。
　算出方法
履修科目の成績評価を点数化し，全科目の平均点を算出する。（100 点満点で点数化）

客観的な指標の算出方法の公表方法	学生には，「学生便覧」を配布し説明している。また，年度末には成績表にして保護者と個人に郵送している。 希望されるすべての方に対して，学校で閲覧又は資料配布している。

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

学則「第５章　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「進級・卒業の認定に関する規定」を定め卒業認定を行っている。
　本校の定める在籍期間在学しており，出席すべき授業日数の 3 分の 2 以上出席し，定められた全ての履修科目の成績評価に合格し単位修得をしている者に対して，卒業認定を行っている。
本校での卒業時の特性（期待される卒業生像）は次のとおりである。
１．自らの教養と感性を研き，社会人として専門職業人として人格の向上に努めている。
２．人間を総合的（統合的）にとらえ，生活者としての対象を理解するための基礎的能力を身につけている。
３．保健・医療・福祉制度及び各職種の役割を総合的に理解するとともに，チームにおける看護独自の機能と役割を理解し，他職種と協働し看護活動を展開するために必要な基礎的能力を習得している。
(1) 対象の健康状態に応じ，科学的思考をもって看護を実践するための基盤となる知識・技術を習得している。
(2) 基本的知識や技術を対象の状況に応じて適用するため，情報収集，判断，応用する能力を身につけている。
(3) 人々が社会資源を活用し，自らの健康を維持できるよう支援するための，教育・指導，相談・調整の基礎的方法を身につけている。
(4) 人間としての尊厳を守り，公平で，誠実な姿勢をもち，人間関係を深めるための基本的コミュニケーション能力をもっている。
(5) 医療安全に対する基礎的知識と技術をもち，実践に活用できる。

４．医療・看護者としての倫理に基づき，保健・医療・福祉の場に生じる道徳的・倫理的問題に対処し，対象の権利を守る姿勢をもっている。 ５．現在の医療制度，医療経済の仕組みを理解し，看護マネジメントの必要性が理解できている。 ６．社会の動きや医療の動向に関心をもち，看護へのニーズを理解し，変化に対応し得る基盤をもっている。 ７．実践の中で看護する喜び，楽しさに価値を見出し，専門職業人として看護を探求する研究的姿勢をもっている。 ８．専門職業人として生涯にわたって，自ら継続的に学習する姿勢をもっている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学生には「学生便覧」を配布し内容を伝えている。 希望されるすべての方に対して，学校で閲覧又は資料配布している。

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
収支計算書又は損益計算書	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
財産目録	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
事業報告書	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している
監事による監査報告（書）	希望されるすべての方に対して、学校で閲覧又は資料配布している

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士
医療（看護）		医療専門課程	看護科		○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3030 時間単位/単位	1779 時間単位/単位	216 時間単位/単位	1035 時間単位/単位	0 時間単位/単位	0 時間単位/単位
			3030 時間単位／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
105 人	108 人	0 人	11 人	82 人	93 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 【授業計画書の作成・公表に係る取り組みの概要】 必要時，教育会議で授業内容や方法について評価・検討しており，11 月頃行われる教育会議では，それまでの討議内容を踏まえ，次年度のカリキュラムについて検討している。また，授業修了時に学生から授業評価を取っている。これらの内容を，反映させながら授業担当者が講義前もしくは開始時までに授業計画（シラバス）を作成している。提出されたシラバスはその都度，学生に配布し，希望するすべての方には学校で閲覧または資料提供している。
成績評価の基準・方法
【授業科目の学修成果の評価に係る取り組みの概要】 学則「第５章　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「単位取得の認定及び成績評価に関する規定」を定め単位認定を行っている。 学則「第５章　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」は次のとおりである。 **第５章　　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業** **（履修単位数及び時間数）** 第 21 条　学生は，本学則第 11 条に定める授業科目について，科目ごとに定める単位数及び時間数を履修し，97 単位以上 3030 時間以上を履修しなければならない。尚，修得単位数及び時間数は次のとおりとする。 （１）基礎分野 13 単位以上 （２）専門基礎分野 21 単位以上 （３）専門分野Ⅰ　13 単位（臨地実習 3 単位を含む）以上 （４）専門分野Ⅱ　38 単位（臨地実習 16 単位を含む）以上 （５）統合分野　12 単位（臨地実習 4 単位を含む）以上 **（授業時間数の単位数への換算）** 第 21 条の２　本学校の授業時間数を単位数に換算する場合において，1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし，次のように定める。 （１）講義及び演習については，１単位の授業時間数は 15 時間以上 30 時間までとする。 （２）実験，実習及び実技については，１単位の授業時間数は 30 時間以上 45 時間までとする。 （３）臨地実習については，１単位の授業時間数は 45 時間とする。 **（単位修得の認定）** 第 22 条　学生が所定の授業科目を履修した場合には，成績の評価を行い合格した者に対し，単位の修得を認定する。 ２　成績評価は，学科試験，実習の成績その他の方法によって行う。 ３　成績評価は，優，良，可，不可をもって表し，優，良，可を合格とする。 ４　やむを得ない事由により試験又は実習を受けることができなかった者に対しては，追試験又は補習実習を行うことができる。 ５　学科試験又は実習の成績に不合格の授業科目がある者に対して，再試験又は再履修をさせることができる。 ６　成績評価並びに単位修得の認定についての細則は別に定める。

（大学や他の医療関係職種の学校養成所等で履修した単位の認定について）

第 22 条の２　放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で，保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第３に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については，本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容及び時間数を評価し，本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には，総取得単位数の２分の１を超えない範囲で，本学校における履修に替えることができる。

・歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士
・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士

なお，社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第１号の規定に該当する者で本学校に入学したものの単位の認定については，社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第４に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し，本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には，本学校における履修に替えることができる。

（卒業の要件）

第 23 条　本学校を卒業するためには，学生は３年以上在学し，次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 本学則に定める授業科目について，科目ごとに定める単位数及び時間数を履修している者
(2) 各授業科目の成績評価に合格し，規定の授業科目の単位修得を認定された者
(3) 当該学年において，欠席日数が出席すべき日数の３分の１を超えていない者

（卒業の認定及び専門士の称号の付与）

第 24 条　学校長は，本学校所定の課程を修了したと認定した者に対し，卒業の認定を与える。
２　卒業認定者には，学校長より卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

原則，授業科目の時間数の３分の２以上，臨地実習は全時間数出席した授業科目に限り成績評価（認定試験）をうけさせている。但し，授業科目に複数の単元がある場合は，単元ごとに２分の１以上出席していなければ，成績評価（認定試験）をうけられない。

成績評価は，担当講師が決定し，本校で定められた基準で評価する。成績は 100 点満点の点数で評価し，60 点以上を及第点としている。80 点以上を優，79～70 点を良，69～60 点を可，59 点以下を不可とし，優・良・可が単位認定となる。

【客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要】

本校では，GPA の導入はしていない。但し，所属学年において履修した全科目の得点で個々の平均点を算出し，所属する学年での位置を個々が把握できるようにしている。

算出方法
履修科目の成績評価を点数化し，全科目の平均点を算出する。（100 点満点で点数化）

【客観的な指標の算出方法の公表方法】
学生には，「学生便覧」を配布し説明している。また，年度末には成績表にして保護者と個人に郵送している。
希望されるすべての方に対して，学校で閲覧又は資料配布している。
この旨は，ホームページで案内している。

卒業・進級の認定基準
（概要） 【卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要】 学則「第５章　成績の評価，授業科目修了の認定及び卒業」に基づき「進級・卒業の認定に関する規定」を定め卒業認定を行っている。 　本校の定める在籍期間在学しており，出席すべき授業日数の 3 分の 2 以上出席し，定められた全ての履修科目の成績評価に合格し単位修得をしている者に対して，卒業認定を行っている。 本校での卒業時の特性（期待される卒業生像）は次のとおりである。 １．自らの教養と感性を研き，社会人として専門職業人として人格の向上に努めている。 ２．人間を総合的（統合的）にとらえ，生活者としての対象を理解するための基礎的能力を身につけている。 ３．保健・医療・福祉制度及び各職種の役割を総合的に理解するとともに，チームにおける看護独自の機能と役割を理解し，他職種と協働し看護活動を展開するために必要な基礎的能力を習得している。 （1）対象の健康状態に応じ，科学的思考をもって看護を実践するための基盤となる知識・技術を習得している。 （2）基本的知識や技術を対象の状況に応じて適用するため，情報収集，判断，応用する能力を身につけている。 （3）人々が社会資源を活用し，自らの健康を維持できるよう支援するための，教育・指導，相談・調整の基礎的方法を身につけている。（4）人間としての尊厳を守り，公平で，誠実な姿勢をもち，人間関係を深めるための基本的コミュニケーション能力をもっている。 （5）医療安全に対する基礎的知識と技術をもち，実践に活用できる。 ４．医療・看護者としての倫理に基づき，保健・医療・福祉の場に生じる道徳的・倫理的問題に対処し，対象の権利を守る姿勢をもっている。 ５．現在の医療制度，医療経済の仕組みを理解し，看護マネジメントの必要性が理解できている。 ６．社会の動きや医療の動向に関心をもち，看護へのニーズを理解し，変化に対応し得る基盤をもっている。 ７．実践の中で看護する喜び，楽しさに価値を見出し，専門職業人として看護を探求する研究的姿勢をもっている。 ８．専門職業人として生涯にわたって，自ら継続的に学習する姿勢をもっている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
28 人 （100%）	0 人 （ 0.0%）	28 人 （ 100.0%）	0 人 （ 0.0%）
（主な就職、業界等） 医療（看護）			
（就職指導内容） 個人面接、セミナー参加、外部講師による講義			
（主な学修成果（資格・検定等）） ・看護師国家試験受験資格・保健師助産師学校等受験資格・大学編入学試験受験資格 ・専門士の称号			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
2020 年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
32 人	1 人	3.1%
（中途退学の主な理由） 進路変更のため		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個人面接、保護者面談による相談、学習支援、個々に合わせたサポート		

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護科	250,000 円	460,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b）学校評価

自己評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページにて公表 https://www.kure-kyosai.jp/school/curriculum.html（学校紹介「学校評価」）
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）
「呉共済病院看護専門学校における学校評価に関する要綱」に基づいて実施している。 学校関係者（生徒・卒業生，関係業界，専修学校団体・関係団体，保護者・地域住民，所轄庁等の学校関係者など）で構成された評価委員会が自己評価の結果について評価する。構成員は，学校長が指名し（3～5名程度）委員会は，年度初めまたは年度末，その他必要に応じて学校長が招集する。 学校外の関係者から，自己評価の結果について評価してもらい，率直な意見を求めている。意見を基に，学校運営や教育活動の改善を図り自己評価結果の客観性・透明性が高められるようにしている。 評価で明確化された課題は，次年度の方針や目標の策定，評価の実施に反映させている。
学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
呉共済病院	R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日	副院長
呉共済病院	R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日	看護部長
呉共済病院	R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日	薬局長
呉共済病院	R3 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日	相談役

学校関係者評価結果の公表方法
希望されるすべての方に対して，学校で閲覧又は資料配布している。
第三者による学校評価（任意記載事項）
平成 28 年 6 月に NPO 法人看護アカデメイア幸より審査を受けた。 評価の実施につては希望されるすべての方に対して，学校で閲覧又は資料配布している。

c）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
http://www.kure-kyosai.jp/school/又は学校案内（問い合わせ又は申し込みにより郵送）

（別紙）

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が 1 人以上 10 人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が 0 人の場合には、「0 人」と記載すること。

学校名	国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校
設置者名	国家公務員共済組合連合会

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		18 人	17 人	20 人
内訳	第Ⅰ区分	－	－	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				0 人
合計（年間）				20 人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	０人	人	人
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	０人	人	人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	０人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	０人	人	人
計	０人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	０人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	０人
３月以上の停学	０人
年間計	０人

（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	０人
訓告	０人
年間計	０人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	０人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	－人	人	人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	０人	人	人
計	－人	人	人

（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。